

3 共生社会実現に向けた障害者理解の促進について

障害者差別解消法においては、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要であるとされている。

このため、障害者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定し、行政機関等及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的取組を求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障害者も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促している。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会には、国内のみならず国外からも、多数の選手や観客が集い、その中には障害者や支援の必要な方もいることから、障害者理解と合理的配慮の機運を醸成し、障害者や支援の必要な方への理解と思いやりの心をもった対応が求められる。

さらに、支援を必要としていることが外見からは分からない方への配慮も必要である。

このため、障害者に関するマークの普及促進を図るなどにより、社会全体に障害者理解と合理的配慮の機運を醸成していくことが求められる。

については、外見から分からなくても、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることができるヘルプマークや困ったことを伝えにくい人などが周囲の人に配慮や手助けをお願いしやすくするヘルプカードをはじめ、障害及び障害者に対する理解を促進するための啓発・周知のためのマーク等について、一層の普及を図りたい。